

1952年治安判事裁判所法91条下における
Binding Over 制度を中心にして
——イギリスにおけるバインディング・オーバー制度の素描(3)——

(昭和57年11月30日 受理)

人文教室 吉 利 用 宣

Binding Over on Complaint in England

Mochinobu YOSHITOSHI

目 次

I はじめに	IV 誓約不成立に対する強制
II 審理前の手続	V 審理後の手続
III 審理手続	VI むすびにかえて

I は じ め に

この制度は、歴史的系譜としては、治安の要求条項 (exhibiting articles of the peace) にその権限の源を発し、1879年の略式裁判法25条にとり込まれ、現在ではわずかばかりの変更がなされて1952年の治安判事裁判所法91条にその権限が引き継がれているものであり、今日では Binding Over 手続のハイライトをなしているという。

この権限と機能について範疇化すれば、それは、他人に脅迫されている者からの誓約を求める訴にもとづき、事前に身柄が拘束されていない被訴者に¹⁾、——保証金をつけあるいは保証金なしに——被害者らに対し治安を害さず行状を慎しむことを誓約させるという局面に限定されている²⁾。

しかし、限定され、それゆえ一見明確に思われるこの制度も、手続的観点からすれば、一方では、治安判事の権限規定を欠く場合に、結局のところエドワード3世治下の Binding Over がとり行われてきたコモン・ローの手続に遡って補充・追認されたりすることにより、他方では、別個の権限として認められているエドワード3世治下の Binding Over をとり行う手続は、訴があるかぎりあらゆる点であたかも1952年法91条が適用されたかの如く扱われているという実情があることにより、全体的にきわめて不明確なものとなっているように思われる³⁾。

このような事情から、A. E. Jones は、たとえ誓約に関する裁判権がエドワード3世治下34年法律第1号にみいだされようとするいは1952年法91条にみいだされようとする、訴にもとづく場合は、法律上の実施手続は同一のものとなっていると主張するのである⁴⁾。この

ような事情を考慮して、ここでは対比的にエドワード3世治下の権限を扱う手続についても必要な範囲で言及することにしたい。

II 審理前の手続

先ず、被害者によって1952年法91条の下に訴が提起されると⁵⁾、民事手続に対して適用されている47条5項(=民事手続における手続延期に際して再勾留するか保釈により釈放することを制限する権限)を刑事手続にとり込んだ91条2項により被訴者は裁判所に出頭するよう命ぜられることになる。もし出頭を拒めば、その時はじめて同法47条の下に逮捕状が発せられることになる⁶⁾。これにより、最初から逮捕状を発する立法上の権限はないということが明確にされている。A. E. Jones は、上級裁判所では慎重に用いられるのであれば、択一的に逮捕状を発する権限を肯定するかも知れないと予想しながらも、そうする権限はないことを明言している⁷⁾。

この点に関連して、エドワード3世治下の Binding Over の権限を取り扱うコモン・ロー上の手続では、最初から逮捕状を発する権限が認められていたのも疑いない。しかし、この立場は現在ではほとんど採られず、従って疑わしいものとなっており、それゆえ Julian Bowden は、裁判官は慎重に行動すべきだと忠告している⁸⁾。

なお、すでに見たように、この手続の目的が、身柄を拘束されていない加害者から将来的に身の安全を守ろうとする点にあるならば、現在する(ないし差し迫った)危険を除去する時間が一刻たりとも欲しい被害者達に、裁判所へ出頭して誓約を結ぶ訴えないし召喚状の請求をさせることは、本来的に酷であり、はたしてこの手続がどれほど慰めをもたらすことになるのかと疑問視する見解もある⁹⁾。

ところで、警察官は1952年法91条の誓約を求める訴をおこすことができるであろうか。文理的には、この場合が同条項の文言の範囲内に入りうるかどうか疑わしいのであるが、実務上は、あらゆる点であたかも同条項が適用されたかの如く取り扱われているとされており、他方のコモン・ロー上の手続が近代的な考え方と調和しないだけに、高等法院でも是認されようとの見解が示されていた¹⁰⁾。

では、警察官が犯罪にもとづき逮捕状なくして逮捕してしまっている者に対し、直接91条の訴をおこし同時に被訴者を釈放することができるだろうか。

この点については、91条の趣旨が、被訴者が拘禁されていないことを考慮していることもあり、否定されている。

このように犯罪にもとづき警察官に逮捕・勾留されている者を保釈する手続は、同38条の規定によっている¹¹⁾。この規定によれば、令状によらずに逮捕されている場合、(1)警察官は、氏名および住所を確かめた後、被疑者を釈放すべきであり、召喚状が發布されることを予期して治安判事へ訴をおこすことになるか、あるいは、(2)被疑者は、令状によらない逮捕にひき続く口頭の告訴にもとづいて、法律によって処遇されるために裁判所に引致されることになる¹²⁾。

もし被告人が他の事件による告訴(charge)にもとづいてすでに出廷しているならば、エドワード3世治下の権限が適用され形式上誓約を求める訴が備わっている必要はない¹³⁾。

なお、治安を害さず行状を慎しむという誓約をするにあたっては、もしその訴が警察によってなされている場合には、通常は治安を害さないという誓約のみがなされるべきであるという。しかし、このことは警察官が被害者であるところでは、あまり理由にならないとの指摘がある¹⁴⁾。

III 審理手続

91条の下に Binding Over を求める訴がなされると、治安判事裁判所は同法45条2項の下に、証拠調および当事者の審問という手続を終了し事実を確認した後、訴を認めて Binding Over を命ずるか、あるいは訴を却下することになる¹⁵⁾。

この点、素描(1)(九工大研究報告30号)で触れたように、コモン・ローの手続では抗弁が許されていないなかったところのエドワード3世治下の Binding Over の場合でさえ、現在では被訴者に抗弁を許す形で審理が行われているという実情があり、議会よりも治安判事がセンスの良さを示すものと評価されているようである¹⁶⁾。ただし、このように反論の機会が与えられていることを条件に、審理の途中でも誓約を命じうる¹⁷⁾。

91条の下に Binding Over を命ずるにあたっては、訴を提起した者が現に身体傷害の危険にさらされているという事実が証拠にもとづいて明らかにされていなければならない¹⁸⁾。

ところで、このような審理を行うにあたっては、1879年以前のコモン・ロー上の手続においては、略式起訴の場合単独の治安判事でも行うことができたが、1879年の略式裁判法をうけた1952年の治安判事裁判所法98条は、治安判事裁判所は告訴を略式的に審理すべきではないとし、法令により審理や尋問が単独の裁判官のもとで行いうる種類のものでないかぎり、少なくとも二人の裁判官で構成される法廷で審理すべきことを規定している。では、もはやコモン・ロー上の手続は現存しないのであろうか。この点、R v County of London Quarter Sessions 事件(1947年)¹⁹⁾において、Goddard 高等法院首席判事はエドワード3世治下の法律によって誓約を行う場合、単独裁判官の権限は非常に長期にわたって行われてきたしその権限は決して否定されなかったことも疑いないと述べた。しかし、この趣旨については、それが歴史的回顧という観点からなされたものか、裁判当時なお妥当するものとして述べたものかは明らかでないとの指摘がなされると同時に²⁰⁾、また、Goddard 判事が1879年の略式裁判法25条に言及していないところから、不注意によるものかあるいは初めから25条は特定人に対する Binding Over を規定したものと考えたかのいずれかにもとづいているとの指摘があり²¹⁾、必ずしもこの判例の意味するところは明確ではないようである。

この判決はさておくとしても、次のような主張があることにも注意しなければならない。つまり、今日、このような命令を単独の裁判官で行いうるとする法律上の規定は見あたらないし、また、この裁判上の古い権限は法規以外の治安判事任命書ないしコモン・ローに由来するものであって、それは、1952年法98条の予定する例外規定——単独審理を許す——には厳密にはあてはまらないというのである²²⁾。ただ、その論者も、非常の際には単独裁判官による審理の重要性を認めつつも、通常の実務においては、当該手続は二人以上の治安判事によって構成される法廷で審理されている旨の指摘を行っている。

かくして、審理の結果、裁判所が訴を認めて被訴者に誓約を命ずるにあたっては、被訴者に同意が求められることになる。この場合誓約に同意するという点について新たに決定がなされるのではなく、同意が得られないかも知れないところの命令であるとされている。それゆえ、もし被訴者が異議を唱えないならば命令を受諾したと受けとられることになる²³⁾。

ところで、このような手続を厳格に遵守することになれば、審理が複雑になる場合がでてくる。そしてまた、過去においても、審理を尽さない段階で Binding Over に服するよう同意を求めるということも行われてきたようである。そこで、Binding Over を命ずるに際してのこのような同意の法的根拠とその性格が問題となってくる。

先ず、法的根拠については、それを許す直接的な規定があったわけではなく、それゆえ、これを正当化するための理由として、裁判所が誓約を命じているのではなく、被訴者自身がすすんで誓約を申し出ているのであって、その申立を採択するため裁判所に裁判権が与えられていることによる当然の結果によるものだとの考えも予想されなかった²⁴⁾。しかし、このような理由づけは、高等法院合議法廷 (Divisional Court) を説得するだけの力があるようには思われないと批判されていた²⁵⁾、他方、そのような同意が1879年の略式裁判法に触れるものではないことを認めつつも、1952年の治安判事裁判所法45条2項と合致していないし、だからといって45条3項は、訴が金銭の不払や定期的な金銭支払が変更されたり、その他これに類するたぐいの事案に対してなされた場合のみ、審理を行うことなく被訴者の同意にもとづいてこの命令をなしうる旨規定されているので、この条項も適用されないことになり、結局のところ証拠にもとづかず被訴者の同意を得て誓約させる場合の法上の根拠は疑わしいと批判され²⁶⁾、エドワード3世治下の予防司法の観点からする Binding Over でさえ、将来的に治安侵害の危険性等についての相当の理由が示されない限りなし得ないものであることを思い知るべしとの主張もきかれた。

他方、同意の法的性格の点については、被訴者の同意は Binding Over を行うこと自体に正当性を付与するというものではないということが、最近の R v South West London Magistrate's Court 事件で明らかにされた²⁷⁾。事案の概要は次のようなものであった。被訴者ら二人の少年 (juvenile) は暴行および損害 (damage) によって裁判所に召喚され、部分的に審理がなされた後、危険防止の手段がとられるのでなければ将来的に治安の侵害をひきおこすに違いないという実態が明らかになったわけではなかったが、彼らの同意にもとづいて誓約させられた。ところが、被訴者らは、彼らの同意は誓約を命ずることまでを治安判事の権限として委ねてしまうものではなかったという理由で、Binding Over 命令は破棄されるべく事件移送命令を求めて控訴した。控訴審は、誓約に際して同意が存在するという事は、その命令をするために裁判所に裁判権を与えているのではなく、そのような命令がなされるべきではないという抗弁を許す機会を被訴者に与うべしという義務から、裁判所を解放するにすぎないものであると判示した。

このような状況にあって、Julian Bowden が、同意の性格を判例の立場に限定しつつも、なお審理の複雑化を避けるために、先ず最初は同法45条1項による方がベターだろうとしている点が注目される²⁸⁾。この45条1項によれば、訴を審理するにあたって、もし被訴者が出頭しているならば、当該裁判所は被訴者に訴の要旨を述べなければならず、その

際、被訴者に訴を認めるか否認するかを尋ねることになる。もし被訴者が否認するならば、もちろん全審理が必要となる。これに対し、被訴者が訴にもとづく事実を認めれば、裁判所は、証拠にもとづかずにその事実を認定することができると考えられているようである²⁹⁾。そのことから、Binding Over に対する同意があったと飛躍して考えるものでないことは、いうまでもない。

ところで、悪意にもとづいて Binding Over を求める訴がなされた場合、法律上特別の対抗手段が認められるのだろうか。この点、コモン・ローの手続では、治安を害さず行状を慎しむことを誓約する被訴者は、訴えられた事実に対する抗弁の機会が認められなかったこととの関係上、悪意の訴または悪意の手続 (malicious process) に対しては、訴を提起することができたが³⁰⁾、Everett v Ribbands 事件においてこの法は依然として過去と同じものであるのかどうか問題となった。この点について Devlin 判事および控訴審 (the Court of Appeal) は、1879年の略式裁判法25条により被訴者にも防禦の観点から抗弁が行われる権利が与えられているので、その結果、もはや悪意の起訴という不利益な場合でも訴を提起することはできないという判断を示した。これに対し、Glanville Williams 教授は、25条のこのような拡張解釈は満足のいく結果をもたらすものではあるが、しかし、この結論は、同様の訴に対して25条の適用が回避されうるとしている他の判例と一致させることは、理論的には不可能だとして反対している³¹⁾。

次に、このような誓約を行う場合、誓約期間はどのくらいになるのかという問題がある。そして、この点については明確な規定があるわけではない。1913年の R v Edgar 事件において、被告人は名誉毀損文書 (defamatory libel) 公刊のかどで有罪とされ、誓約期間を告げられぬまま誓約させられた。その中で Pickford 判事は次のように述べているという。「当該裁判所は、たとえ終身、行状を慎しむという誓約を結ぶよう刑事被告人 (prisoner) に命ずる権限があろうとなかろうと、そのような決定をする必要はないし、われわれもそのような決定はしていない。しかし、軽罪事件というこの種のすべての事件に対し、これまで誓約期間が設けられてきたし、そうすることを阻む権能 (authority) や先例があるとも思われない。われわれは、制限期間を定めずに誓約命令を行える権限があろうとなかろうと、古い慣行に従わなければならないと考えている」と³²⁾。そこでは5年の誓約期間が課せられた。そして1790年の Williams 事件においては、上級裁判所は7年の誓約期間を命じていたといわれる³³⁾。しかし、通常治安判事によって課される誓約期間は12カ月または2年であるとする者もいれば³⁴⁾、Julian Bowden のように6カ月または12カ月であるとする者もいる。ともあれ Julian Bowden によれば、なぜそれより長くされてはならないのかという理由はないという³⁵⁾。

彼は、また、誓約保証金の額についても触れ、被訴者がその命令に従う機会を、結果的に否定することになるような高額のものとするべきではないという。この点についても、誓約原因となった犯罪行為に科される罰金の最高額よりも、誓約保証金の額を多くすべきではないというきまりはないらしい³⁶⁾。この点に触れた判例として、R v Sandback 事件がある。そこでは、控訴申立人の弁護士は、控訴申立人が現に犯した犯罪に科せられる最高刑は5ポンドの罰金であるのに、それより多い20ポンドの誓約保証金——それは多分に異なった刑罰を控訴人に科するような性質を帯びるという——の支払を命ずる裁判権はない

と主張したが、しかし Hewart 主席判事は裁判所の自由裁量だとしてこの点の主張を斥けた³⁷⁾。

さらに、訴を審理した結果誓約を実施するにあたって、被訴者が出廷している場合は問題はないが、時折、Binding Over の訴が被訴者が在廷しないまま審理されることもある。

その場合は、誓約を実施する手続は次のようなものになるようである。先ず91条1項にもとづき訴とそれによる召喚がなされる。そして、この召喚状が適法に発されたにもかかわらず被訴者が出頭しない場合には、被訴者欠席のまま審理されることがある。この場合の法上の根拠は、同法47条3項にもとづくことになる。同条項は、審理前の相当と思われる期間内に被訴者に召喚状が送達されていたことが、宣誓してかあるいは規定されているような他の方法のいずれかで、裁判所を納得させるまでに証明されるのであれば、裁判所は被訴者欠席のまま、訴にもとづく審理を開始したり、逮捕状を発してはならないと規定しており、この反対解釈として被訴者欠席のまま審理することが許される場合があることになる。

また、1952年法95条によれば、治安判事裁判所が何らかの誓約を行う権限をもっているところでは、裁判所は誓約保証金額のみを定めておいて誓約命令そのものを延期することもできることになっている。この場合は、後日、命令を行いうるような人によって、誓約を行うことができる。そして、後日、異なった方法で誓約がなされる場合でも、あたかも誓約命令を延期した裁判所で結ばれたかのごとく同一の結論を言い渡さなければならないことになっている。なお、本条においては、治安判事裁判所は高等法院によって課された誓約保証金の額を変更することはできない³⁸⁾。

このように、誓約保証金を定めておいて誓約の命令を延期しているところでは、1968年の治安判事裁判所規則72条により、後日誓約を行う場合は、治安判事のもとであれ治安判事裁判所書記官のもとであれ、あるいは警部 (inspector) 以上の警察官のもとや警察署の担当警官の前で、あるいはまた、もしそのような者が刑務所あるいはその他の拘禁施設にいる場合は、刑務所長あるいは施設監督者の面前で行うことができる。この場合、誓約命令の延期を行ったもとの裁判所の書記官は、当時決定した誓約条件や誓約保証金額を記載した証明書を発給しなければならず、この証明書がなければ誓約を行うことはできないことになっている。誓約命令を延期された者が拘禁されているとき、その者の保証人となっている者が右のような証明書³⁹⁾を刑務所長や拘禁施設の監督官に提出したときには、保証人との間に誓約命令を行うことになる。誓約命令延期後、治安判事によって拘禁されている者あるいはその保証人となっている者に対する誓約が、1952年法95条および1968年の規則72条によって当該被拘禁者を拘禁した裁判所以外の者によって行われるところでは、右の誓約命令を行う者は、誓約書を拘禁裁判所の書記官に送付しなければならない⁴⁰⁾。

IV 誓約不成立に対する強制

誓約を結ぶよう命ぜられる被訴者に対しては、訴を審理した当該裁判所によって誓約条件及び保証金の額が課されなければならない、誓約締結の失敗に際して科される刑期が示唆されることになる。そして、このことは、命令を実施するにあたって、前もって被訴者に

告知されなければならない。法上の根拠としては、1968年の治安判事裁判所規則43条2項が、金銭の支払に関する命令を除いて、当該被告者が前もって命令の覚書 (minute) の写しを送達され (be served with) た……のでなければ、治安判事裁判所の命令不遵守 (disobedience) に対して拘禁状を発してはならないと規定している点に求められている⁴¹⁾。また、1952年法54条1項は、1879年12月31日以降に制定された法の下において、治安判事裁判所が金銭の支払以外の何事かを行うよう要求する権限をもっていたり、あるいは何事かを禁止するための権限をもっているところでは、何事かがなされるべき態様や、ある事柄がなされるべきあるいはなされるべきではないとする期間、そして命令に対する効果を与えるために当該裁判所が適当と考えているような条項 (provision) を挿入することができる旨規定している。それゆえ、たとえば、誓約を結ぶよう定められた期間内に命令がなされている裁判所に出頭するという指示を伴った誓約要件の告知書を、被告者に送達することができ、もし彼がそれに応じないならば、告知書が送達されていることを要件として、拘禁状を発することができるのである⁴²⁾。

では誓約を結ぶことを拒絶したり保証金の支払額に同意することに失敗した場合、どのように取り扱われることになるのであろうか。

先ず、1952年法91条1項にもとづいて手続が行われている場合には同法91条3項が適用されることになる。同条項は「本条1項の下に、保証金をつけあるいは保証金なしに治安を害さず行状を慎しむという誓約を結ぶよう命ぜられた者が、もしその命令に従うことに失敗するならば、裁判所は6カ月を超えない期間あるいはそれよりも早い期間でその命令に従うまでの間、被告者を拘禁しうる⁴³⁾」ことを規定している。

注意すべきは、この条項は Binding Over の条件に違反する場合を取り扱っているのではなく、Binding Over を結ぶよう命ぜられた者が、その命令を拒絶したりあるいは保証金の支払額に同意することに失敗したために、命令に従えない場合を取り扱うものだという点である。さらに本条項はこの誓約命令が91条1項の手続にもとづいて行われているところでのみ適用されているという点に注意することもきわめて重要なことである⁴⁴⁾。

これに対し、エドワード3世治下の Binding Over に対する否応諾者に対して、拘禁する権限が認められているかという点については、法律上は問題がないわけではない。治安判事任命書は、「もし誓約を命ぜられた者達がそのような保証金を支払うことを拒絶するならば、安全を保つという理由で彼らが保証金を支払うまで拘禁することができる」と規定してこの権限を明定しているが、しかし、1361年の治安判事法は拘禁することを権限づける規定を含んでいないとされている。そして、この手続類型が、そのいずれを法源とするのか、あるいはこれとは別のコモン・ローにもとづくものであるかは定かでない。しかしながら、古い判例や教科書には、そのような否応諾 (non-compliance) に対して拘禁するための治安判事の権限は、すでに承認されていたということが示されている。たとえば、Ex p. Aston (13. L. J. M. C 15 [1844]) 事件においては、教護院 (the house of correction) をこの目的のために用いることができる旨判示されていた⁴⁵⁾。

さて、被告者が誓約を結ぶことに失敗した場合には、すでに見たように1952年法91条3項は、6カ月以内という拘禁期間を定めている。しかし、A. E. Jones によれば、この拘禁期間でさえも厳格に適用されてはいないといい、これも裁判上の自由裁量ではないかと

指摘している。それゆえ、彼によれば、もし仮に——実際にはありえないのだが——単独の治安判事によって誓約が命ぜられるとすれば、1952年法98条5項に含まれている制限期間が適用されることになり、二週間以内の拘留ということにもなるという⁴⁶⁾。

なお、91条3項は、裁判所が自らイニシアチブをとって、被告人に刑罰に加えてあるいは刑罰にかえて誓約させるような場合には適用できないし、また91条1項の範囲外の手続に対してもこの条項を適用することはできない。従ってこの条項に含まれないエドワード3世治下の権限については、治安判事任命書の場合、「保証金を支払うまで投獄することができる」と規定していることからわかるように、制限期間は設けられておらず、1361年の治安判事法に至っては、すでに見たように、その権限を定めた規定すら見いだせないで、当然のことながら拘禁期間についても不明なのである。それゆえ、コモン・ロー上は期間の制限はなかったとの見解が有力である⁴⁷⁾。ただ、1853年の刑事訴訟法3条はこの権限に関する規定を置き、誓約命令に応ずることに失敗した場合の拘禁期間を12カ月としていた⁴⁸⁾。しかし、これは旧来の慣行を法定したというのではなくこれ以前の判例には2年間の拘禁を科したものがあったといわれ、また、1819年の *Willes v Bridger* (1B. & Ald. 278) 事件においても同様の期間が科せられているという⁴⁹⁾。その後、1853年の刑事訴訟法3条は1892年の立法改正法 (the Statute Law Revision Act) によってその適用が禁止されることになったが⁵⁰⁾、多分すべての誓約に1879年の略式裁判法25条が適用されるとの前提があると考えられた。しかし、*Everet v Ribband* 事件を通して、この前提は誤りであることが確認されたのである。その結果として、理論的には不特定期間拘禁しうることになるのであろうが、治安判事裁判所の実務としては6カ月を超えない期間を特定するのが通常であるといわれる⁵¹⁾。なお四季裁判所・巡回裁判所 (現 Crown Courts) は1948年の刑事裁判法14条の規定により12カ月以下の拘禁を執行しうることになっている。

ところで、1956年までは、訴にもとづいてなされる *Binding Over* 命令に対しては、有罪の宣告 (conviction) は含まれていなかった⁵²⁾。つまり、ここにいう訴は誓約を求める訴であって、刑罰の適用に向けて事案の真偽を明らかにするため訴追を求める起訴とは異なるのであり⁵³⁾、それゆえ、起訴にもとづく有罪判決を経ることはない⁵⁴⁾。しかし、実際には拒絶すれば6カ月以下の拘禁刑を科されることになることから、1956年の治安判事裁判所法1条1項は、1361年の治安判事法やその他の法の下で *Binding Over* 命令をうけた者は刑事裁判所 (Crown Court) へ上訴できる旨の規定を設けた⁵⁵⁾。もし上訴申立人が誓約の失敗により拘禁されているならば、1952年法85条の効力によって、上訴の審理期間中釈放が認められる。この上訴の権利は、誓約命令に対してのみなしうるのであって、同法96条の命令違反による誓約の取消に対しては上訴権はない点に注意する必要がある⁵⁶⁾。

1952年法94条によれば、誓約保証金の支払額に同意しえないために拘禁されている場合、拘禁されている者あるいはその代理人の申立により、新たな証拠審理を行った後、保証金の額を減額することができるし、また、保証金のいくらかを免除したり、あるいはその事件を相当と思われる他の方法で処理することもできる⁵⁷⁾。その際、保証金の支払命令が他の者の求めによってなされているところでは、1968年の治安判事裁判所規則70条によりその命令の依頼者を名宛人として右94条の申請をすべきことになるという⁵⁸⁾。

V 審理後の手続

さて、1952年法92条は、保証人の訴にもとづいて再度の誓約がなされる場合があることを規定している。

先ず、同条1項は、治安判事裁判所のもとで治安を害さないとかあるいは行状を慎しむという誓約を結ぶ際に、その保証人となった者から、誓約に服している者が誓約条件の違反を構成する行為を犯したかあるいは犯そうとしているという旨の訴が、県 (county) あるいは自治都市 (borough) の治安判事に対してなされている場合、その誓約がその県の治安判事のもとで結ばれたものであるか、あるいはそうでなくても誓約に服している者が現にその県にいるかまたはいると信じられると申し立てられているならば、裁判官は逮捕状を發して治安判事のもとへ引致しうるし、またそのような裁判所に出頭するよう召喚状を發することもできると規定している。但し、そのような訴は書面で行い、宣誓して立証されるのでなければ裁判官は逮捕状を發することはできないことになっている。

そして、同条2項では、誓約に服している者が出頭しているか、あるいは1項の下における召喚状ないしは逮捕状の執行によって裁判所へ引致されているとき、当該治安判事裁判所は、誓約の取消を申しわたすのでなければ、以前の誓約を免責 (discharge) し、新たに治安を害さず行状を慎しむという誓約——保証金をつけあるいは保証金なしに——を結ぶよう命ずることができる旨を規定している。その際、いくらかの小治安裁判所管轄区域 (petty sessions area) のために活動する治安判事裁判所が、その他の小治安裁判所管轄区域で活動する治安判事裁判所で結ばれている誓約を1952年法92条の下に免責する場合は、1968年の治安裁判所規則69条によりその免責裁判所の書記官は、誓約を命じた元の治安判事裁判所の書記官に免責命令の写を送付しなければならないことになっている⁵⁹⁾。

次に条件違反による誓約の取消に言及しよう。

1952年の治安判事裁判所法96条は、治安を害さないとか行状を慎しむという誓約が治安判事裁判所で結ばれたり、治安判事裁判所へ出頭することを確実にするため何らかの誓約が条件づけられたり、あるいは治安判事裁判所のもとにおける訴訟手続との関連で何事かを行うという誓約が条件づけられ、そして、その誓約が取り消されるものとなっているところでは、原則として裁判所は誓約の取消を宣告することができるし、それによって誓約の当事者あるいはその保証人に負担させられている保証金を支払うよう申しわたすことができる旨を規定している⁶⁰⁾。

しかし、この規定による誓約の取消については同条2項に制限規定があり、誓約が治安を害さずあるいは行状を慎しむということを要件としているところでは、それが訴にもとづいてなされた誓約命令でない場合には、裁判所はこの規定によって誓約の取消を宣告することはできないことになっている。

また、誓約保証金については、同条3項により、裁判所は総額の一部のみを支払うよう、あるいは金額を免除することを申しわたすことができる。

ところで、誓約を取り消す裁判所は誓約を命じた裁判所と同一でなければならないかどうかという問題がある。この点につき Julian Bowden は、1952年法44条は——直接的に

は取消裁判所が活動している小治安裁判所の管轄区域内で生じている取消申立行為 (the alleged conduct leading to forfeiture) について規定しているが——他の治安判事裁判所によって課されている誓約を取り消す場合をも含んでいると解釈しているようである⁶¹⁾。

さて、誓約条件違反があったとされる場合、それは新たな犯罪が犯される必要はなく、治安を害したり行状を保持しない事実があればよいことになる。それゆえ、もし、誓約条件に違反したと称せられる事実がそれ自体犯罪であるならば、それは誓約を取り消されるのみでなくまた別個独立の犯罪になるとして刑事手続にのせることが可能となろう⁶²⁾。そして、誓約条件違反の事実そのものについては、犯罪の告発があった場合と同様に証拠によって証明されなければならない⁶³⁾。さらに、Binding Over に服している者には、取消の原因となる誓約違反行為が何であるかを正確に知らせる必要がある⁶⁴⁾。そのためにも、誓約が文書に記録されているならばそれが裁判所の前に提出されなければならない、もし記録されていないときは、その実際の言葉が正確に証明されなければならない⁶⁵⁾。また、取消に際しては、誓約者は尋問され、証拠提出の機会が与えられあるいは証拠請求の機会が与えられなければならない⁶⁶⁾。Binding Over が取り消されれば、誓約保証金の支払が命じられているところではそれが没収される——(違反行為が犯罪である場合にはそれに対する刑が科せられることになる)——が、誓約の原因となった元の行為が犯罪であっても、もはやそれに対して刑が科せられることはない。

ところで、具体的にはどういった場合に誓約が取り消されることになるのかという問題がある。

この問題を考えるに先だって、一般人に対する誓約と特定人に対する誓約とが、その保護の対象を異にすることから生ずる差異について触れておこう。いま、B の暴行にもとづいて脅迫されている A が、B を Binding Over に付すよう訴を提起したとする。裁判所は審理の結果 B に対してその命令を行い、B は A に対して治安を害さず行状を慎しむという誓約を結んだとする。もし、その後 B が A に暴行を加えるならば、それは明らかに誓約を破ったことになるが、もし B が A 以外の者に攻撃を加えたとしてもそれは違反とはならない。これに対し、もし B によって結ばれた誓約が女王陛下のすべての臣民<＝一般人>に対するものであれば、不特定の者に対する暴行も違反を構成することになる⁶⁷⁾。しかし、この特定人・一般人という区別も実際の適用場面においては、必ずしも判然としない場合がある。まず、誓約形式という観点から見た場合、特定人に対する誓約といっても、それが女王陛下のすべての臣民とりわけ A という特定人に対して治安を害さず行状を慎しむことを誓約する場合には、特定人・一般人という概念の区別は維持されても、法的効果としては一般人に対する誓約と同様の効果をもつことになる⁶⁸⁾。次に、法概念の観点から、特定人も女王陛下の臣民の一人だという考えがはいると、両者の区別は失なわれてしまう。R v Stanley 事件はこの点に関するものである。被訴者は特定人に対して治安を害さないという誓約を結んだが、後に特定人以外の者に対して暴行を加え、有罪の判決をうけそれによって誓約も取り消された。その理由は、特定人に対する誓約も女王陛下の臣民に対するものであることにかわりはないという点にあった⁶⁹⁾。

ところで、どのような行為が治安を侵害し行状をそこねるといった条件違反行為になるのかは、きわめて不明確である。Binding Over 制度の目的が原因行為の繰返しを避ける

点にあるとすれば、原因行為は誓約条件違反の行為を構成することになる。ところが、この誓約条件に違反する行為は、暴行・脅迫にかぎられず、必ずしも明確にすることはできない状況にある。そうすると、どのような行為が条件違反行為となるかの法解釈は、多くを裁判官の自由裁量にゆだねることにもなる⁷⁰⁾。Glanville Williams 教授は、正しい見解とはいえないかも知れないがと前置しながら、もし議会在、被訴者が何ができ何ができないかをはっきりと告知知らされるよう誓約の一般的な形式を言い換えるならば、事柄をもっとはっきりさせることができるだろうにと述べ、プロベーションの分野はこのような発展をたどった先例だと指摘する。ただ、教授もプロベーション命令の形態が完全に明確だといっているわけではないことを付言しておこう⁷¹⁾。

一層曖昧なエドワード3世治下の法をも射程に入れて、Asher D. Grunis は3つの基本的な考え方があることを示してくれる。第1のものは、誓約原因行為に類似する行為のみが誓約条件違反行為を構成するというものである。たとえば路上でデモを行っているあるグループの指導者が、今後デモの指導ないしはそれに関与しないという誓約を行ったのであれば、誓約期間中に彼がそのような活動に関与した場合には取り消されるが、彼の妻に暴行を加えたとかのぞき趣味のある男として逮捕されても、それによって誓約を取り消されることはないのである⁷²⁾。このようにすれば、誓約条件違反行為を明確に知りうる点で、たしかに行動の基準となりうることは否定できない。第2の考え方は、第1の考え方の対極に位置するもので、誓約原因行為と誓約条件違反行為との間に相互連関を認めず、予防司法の観点をも含めおよそ治安を害さず行状を慎しむという誓約の原因行為となりうるもののすべてを誓約条件違反行為とするものである。先の例でいえば、デモを指揮したりそれに参加する意図ありとして誓約させられた者が、それ以外の偶然的なできごとで誰かに暴行を加えた場合でも、あるいは単に脅迫したにすぎない場合でも誓約が取り消されることになる。そして、素描(1)や(4)で触れているように、そのような誓約条件違反行為は不明確なだけに、裁判官の自由裁量によるところが大きいのである⁷³⁾。第3の考え方は、誓約条件違反の行為の法律様式 (the state of the law) をはっきりと表現するというものであり、いわば両者の中間に位置すると思われるものだという。たとえば、ブラックストーンは犯罪に達しないような不正行為 (misconduct) は条件違反とはならないとの見解に依拠していた。この考え方は判例にそぐうものではないので、理想を述べたものということになるだろうが、結論的には、取消を正当化するためには犯罪がなければならないという重要な制限はあるけれども、Binding Over を正当化する行為の多くは、また取消の条件としても有用となりうるという見解のように思われると指摘している⁷⁴⁾。

最後に、誓約取消決定がなされれば、もはやこれを控訴して争う権利はない。この点を明らかにした著名な判例として R v keeper of the peace and Durham Justices 事件がある⁷⁵⁾。そこでは、1914年の刑事裁判運営法 (Criminal Justice Administration Act) 37条1項は、“conviction,, —それは形式命令のようなものまでをその射程にとり込んで用いられる—とは異なり、刑事責任の対象となりうるという意味で犯罪との関連に限定して用いられている。それゆえ、1879年法の下における誓約取消による “conviction,, に対しては上訴する権利はないということが判示されたのである⁷⁶⁾。

そして、このように上訴に関する規定を欠いているということが、取消という裁判権を

拡大しているとの指摘があることに注意しなければならない⁷⁷⁾。

ではこの場合まったく救済手続がないかということと必ずしもそうではないようである。

ロンドン地区に適用されるある法律が規定している特別の語法によれば、都市裁判所からの上訴に関する広範囲の権限があり、その権限により誓約取消に対する上訴をカバーしているという⁷⁸⁾。しかし、この点に関しては、すでに *Mittelman v Denman* 事件 [1920] 1 k. B 51.9 において Reading 高等法院首席判事による次のような指摘がなされていた。つまり、実際問題としてはロンドンとその他の地域との間に差異があるべきではなからうが、しかし実務上この取扱を統一しようと思えば立法に待たなければならないと。

また、古い判例には、誓約取消の審理が治安判事の面前で証拠が提出されることなく行われたものであった場合に事件移送命令を認めたものがあるとされており⁷⁹⁾、さらに、審理手続が外観的に不十分なものである場合は、裁判所は人身保護令状により誓約取消を阻止することもできるだろうとの指摘もなされている⁸⁰⁾。

なお、1948年の刑事裁判法により条件付刑の免除 (conditional discharge) の制度が新設されたが、この制度は有罪の確定にもとづいているので上訴が許される点、および条件違反の行為は犯罪行為でなければならない点で Binding Over 制度のもつ弱点を回避しており、代替的な機能を営んでいると指摘される場合のあることを付記しておこう⁸¹⁾。

- 1) 有罪・無罪を確定する通常の手続とは異なるので被告人の語を避け被訴者とした。
- 2) J. E. Hall Williams, *The English Penal System in Transition*, pp. 284-285; D. G. T. Williams, *Protest and Public Order* (1970) C. L. J. p. 106. その他素描(1)(九工大研究報告30号)をも参照。
- 3) *Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour*, (1961) 25 J. C. L. p. 228.; A. E. Jones; *Binding Over on Complaint and Otherwise* (1955) C. L. R. p. 489.
- 4) A. E. Jones., *op. cit.*, p. 489. ハルズベリーのイギリス法25巻(231~2ページ)はこの手続について範疇的に次のように述べているという。「当該 Binding Over 命令が課されるよう求められている者は、訴にもとづき治安判事裁判所へ引致されなければならない。そして法侵害の事実は確かめられなければならない、その事件は他の訴にもとづく審理におけるようにまったく同じ方法において裁定されなければならない」と。そこでは警察および個人によってもち込まれる手続の間に区別が導びかれていない点が指摘されている。*Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour*, *op. cit.*, p. 228.
- 5) *Magistrates' Court Act* 91 (1), 1952.
- 6) *Jurian Bowden, Binding Over in the Magistrates' Court*, p. 8. 原則として被訴者が召喚された後でなければ、裁判所は誓約を命ずることができない。A. E. Jones, *op. cit.*, p. 485.
- 7) A. E. Jones, *op. cit.*, p. 489.
- 8) *Julian Bowden, op. cit.*, p. 8.
- 9) *ibid.*, p. 8.
- 10) *Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour*, 25 J. C. L. p. 228. 令状なしの逮捕にもとづき被疑者を裁判所へ引致することと関連して、私人が現行犯人を逮捕する場合、治安を侵害している者はいかなる者であれ、その侵害が今なお続いているとき、あるいはもし侵害が継続していないならば侵害の新たな発生が予期される合理的な背景があるとき<*Price v Seeley* (1834) 事件>、あるいは治安を侵害したのち犯罪者が逃走して間がなく、かつ直ちに追跡され、そのような状態が継続しているとき、私人は逮捕状なしに逮捕することができる<*Timothy v Simpson* (1835) 事件>。また、私人はその場に居合わせて、まさに治安を侵害しようとしていると想像できる合理的な背景がある者をも逮捕状なしで逮捕できる<*R v Light* (1857) 事件>という。逮捕の類似の権限は警察官をも含めた治安官 (peace officer) にも帰属さ

せられている。しかしながら治安の侵害が終り、そして犯罪者が新たな犯罪を犯すことを危惧させるものが何もない場合 (ex. 警察を呼びにやっている時に逃げだす場合)、そして告訴者の情報にもとづく警察の逮捕を正当化する何ものもない場合 <Baynes v Brewster (1841) 事件> は、とりわけ注意が必要だという。Riddington v Bates (1961) という比較的最近の事件において、警察官が治安の侵害を予期して逮捕したということを単に述べただけでは彼の行為を正当化するのに十分ではない、つまり、治安の侵害という事実が合理的に予期できるものでなければならないということが判示されている、Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, (1961) J. C. L. pp. 228-229; Julian Bowden, op. cit., p. 7; 引用の判例の原典は直接参照できなかったが、Price v Seeley (1834) 10 Cl. and Fin. 28 H. L.; Timothy v Simpson (1831) 1 Cr. M. and R. 757; R v Light (1857) 27 L. T. M. C 1; Baynes v Brewster (1891) 2 Q. B. 365; Ribbington v Bates (1961) 1 W. L. R 163; 巡査は彼の職務執行を妨害する者がある場合、もしその妨害が治安侵害の原因ないし原因となる惧があるようなものである場合や、その妨害行為が合法的な逮捕勾留を妨げようと計算された妨害である場合には、その者を逮捕しうる、Julian Bowden, op. cit., p. 7. なお、参照できなかったが判例として Levy v Edwards (1823) 1 C. & p. 40; White v Edmunds (1791) Peake, 123; Gelberg v Miller, (1961) 1 All. E. R. 291 などがある。

- 11) Julian Bowden, op. cit., p. 7; Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, (1961) 25 J. C. L. 230.
- 12) Julian Bowden, op. cit., p. 7. 被訴者はなお召喚状の執行を求める権利があり、これを放棄することもできる。
- 13) *ibid.*, p. 7. 参照できなかったが Devis (1871) [35. J. P. 551] 事件における Blackburn 判事の見解の部分。
- 14) *ibid.*, p. 8.
- 15) A. E. Jones, op. cit., p. 485.
- 16) Glanville Williams, Preventive Justice and the Rule of Law, (1953) 16 M. L. R. 423.
- 17) 1952年法と1361年法における手続上の差異の一つであるといわれる。なお素描(1)を参照。
- 18) この手続の前史をなす治安の要求条項に関する判例 R v Dunn (注16掲載書 p. 418) 参照。
- 19) R v County of London Quarter Session (1948) 1 K. B. 676.
- 20) Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, (1961) 25 J. C. L. 229.
- 21) Glanville Williams, op. cit., p. 424.
- 22) Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, (1961) 25 J. C. L. 229-230.
- 23) J. E. Jones, op. cit., pp. 484-485.
- 24) *ibid.*, p. 486.
- 25) *ibid.*, p. 486.
- 26) *ibid.*, p. 486.
- 27) R v South West London Magistrate Court ex parte Brown and Other (1974) Crim. L. R. 313; Julian Bowden, op. cit., p. 27.
- 28) Julian Bowden, op. cit., p. 9.
- 29) *ibid.*, p. 9.
- 30) Glanville Williams, op. cit., pp. 424-425; Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, pp. 225-226. 参照できなかったが, Steward v Gromett (1859) 141 E. R. 788; Hawkings Pleas of the Crown, vol. 1 c 28; Burn: (1869) 30th, ed vol. 5, vol. 5 pp. 743-768.
- 31) Glanville Williams, op. cit., pp. 424-425.
- 32) Julian Bowden, op. cit., p. 14. 原典は参照できなかったが R v Edgar (1913) 77. J. P. 356.
- 33) Glanville Williams, op. cit., p. 425; Williams (1790) 1 Leach. 520.
- 34) Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, (1961) 25 J. C. L. 225; R. M. Jackson, op. cit., p. 322, Glanville Williams, op. cit., p. 425.
- 35) Julian Bowden, op. cit., p. 14; E. R. Baker, G. H. Wilkie, Police Promotion Handbooks の Binding Over の項 (p. 166) を参照。

- 36) Julian Bowden, op. cit., p. 14.
- 37) R v Sandback ex part Williams (1935) All. E. R. 680.
Julian Bowden, op. cit., pp. 22-23.
- 38) Julian Bowden, op. cit., p. 12; Section 95, Magistrates' Courts Act, 1952.
- 39) ここにいう「証明書」とは、誓約命令の延期を決定している裁判所の裁判官ないし書記官によって署名され、かつ保証人自らが欄外に署名した (signed in the margin) 誓約条件と保証金額を定めてある証明書をいう。
- 40) Julian Bowden, op. cit., p. 12; Rule 72, Magistrates' Court Rules, 1968.
- 41) Julian Bowden, op. cit., p. 10.
- 42) ibid., pp. 10-11. なお Section 47 (3) Magistrates' Courts Act, 1952; Rule 43 (2), Magistrates' Courts Rules, 1968; Section 54 (1) Magistrates' Courts Act, 1952.
- 43) Section 91 (3) Magistrates' Courts Act, 1952; A. E. Jones, op. cit., p. 485; Julian Bowden, op. cit., p. 9; J. D. McClean, J. C. Wood, op. cit., p. 151; Recognizanc and Sureties, (1954) 18 J. C. L. 385. E. R. Baker, G. H. Wilkie, Police Promotion Handbooks の Binding Over の項参照。
- 44) Julian Bowden, op. cit., pp. 9-10.
- 45) A. E. Jones, op. cit., p. 488.
- 46) A. E. Jones, op. cit., p. 488.
- 47) Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, (1966) 25 J. C. L. 231. Glanville Williams, op. cit., p. 425.
- 48) A. E. Jones, op. cit., p. 488; Glanville Williams, op. cit., p. 425.
- 49) A. E. Jones, op. cit., p. 488.
- 50) Glanville Williams, op. cit., p. 425; A. E. Jones, op. cit., p. 488.
- 51) Glanville Williams, op. cit., p. 425.
- 52) R v County of London Quarter Session ex parte Commissioner of Metropolitan Police (1948) 1 All. E. R. 72; A. E. Jones, op. cit., p. 31.
- 53) なお、1956年まで上訴が認められなかった理由は、治安判事裁判所の誓約命令は刑罰でもなければ有罪の確定によるものでもないという点に求められていた。R v County of London Quarter Sessions (1948) 1 All. E. R. 72.
- 54) 高窪貞人「イギリスにおける近時の刑事立法(1)」青山法学論集15巻3・4合併号65頁, Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, op. cit., pp. 222-223.
- 55) J. D. McClean, J. C. Wood, op. cit., p. 152 は正式には上訴ではないとする。
- 56) Julian Bowden, op. cit., p. 31. なお注36)の高窪論文は「上訴人が『命令違反』のために拘禁されている場合には、有罪判決を受けた被告人が上訴したときに上訴期間中これを釈放する旨の1948年刑事司法法37条の規定が準用され、上訴人は釈放される(56年法1条)」としているが、「Binding Over 命令違反」を、誓約後の違反と解せば、これに対して上訴ができないので問題があり、誓約を結ぶことを拒絶する意味に解すれば本文中の手續と異なる解釈となるので検討の余地がある。
- 57) Julian Bowden, op. cit., p. 12; Section 94, Magistrates' Courts Act, 1952.
- 58) Julian Bowden, op. cit., p. 12; Rule 70, Magistrates' Courts Rules, 1968.
- 59) Julian Bowden, op. cit., p. 11; Section 92, Magistrates' Courts Act, 1952.
- 60) Julian Bowden, op. cit., p. 13; Section 96, Magistrates' Courts Act, 1952; Asher D. Grunis, op. cit., p. 38; Glanville Williams, op. cit., p. 426; Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour p. 231.
- 61) Julian Bowden, op. cit., p. 13.
- 62) Asher D. Grunis, op. cit., p. 37. 判例として参照できなかったが R v Walker (1913) 23 C. C. C 179, 188.
- 63) D. A. Thomas, op. cit., p. 216; Asher D. Grunis, op. cit., p. 38.
- 64) J. E. Hall Williams, op. cit., p. 283; A. J. Chislett, op. cit., p. 739. なお参照できなかったが R v McGarry (1945) 30 Cr. App. R. 187. もしすでに同じ行為が前科として存在しているときは、

- その行為が前科と同じ有罪事実であることを適当に証明することで十分である, Asher D. Grunis, op. cit., p. 426 注41: なお参照できなかったが R v McGregor (1945) 30 Cr. App. R. 10.
- 65) Asher D. Grunis, op. cit., p. 38; R v McGarry (1945) 30 Cr. App. R. 187.
 - 66) Asher D. Grunis, op. cit., p. 38; Glanville Williams, op. cit., p. 426 注41; D. A. Thomas, op. cit., p. 216; R v McGregor (1945) 30 Cr. App. R. 115.
 - 67) Asher D. Grunis, op. cit., pp. 35-36.
 - 68) ibid., p. 35 注15.
 - 69) ibid., p. 36 注16; R v Stanley (1754) 96 E. R. 830 (参照できず)。
 - 70) Glanville Williams, op. cit., p. 426.
 - 71) ibid., p. 426.
 - 72) Asher D. Grunis, op. cit., p. 36. 判例として Bamping v Bernes (1958) Crim. L. R. 186, 187-188.
 - 73) Asher D. Grunis, op. cit., pp. 36-37.
 - 74) ibid., p. 37.
 - 75) Binding Over to Keep the Peace or be of Good Behaviour, op. cit., p. 231.
 - 76) A. E. Jones, op. cit., p. 489; Asher D. Grunis, op. cit., p. 38; Glanville Williams, op. cit., p. 427. なお参照できなかったが R v Durham Justices ex perts Laurent (1944) 2 All. E. R. 530.
 - 77) Glanville Williams, op. cit., p. 427; R v Durham Justices ex perts Laurent (1944) 2 All. E. R. 530.
 - 78) Glanville Williams, op. cit., p. 427.
 - 79) ibid., p. 427 注44. 参照できなかったが R v Londonderry JJ (1891) 28 L. R. Ir. 440.
 - 80) Glanville Williams, op. cit., p. 427. 参照できなかったが R v Dunn (1840) Ad. & E. 599.
 - 81) Glanville Williams, op. cit., p. 489.

VI むすびにかえて

きわめて複雑なこの手続については、筆者の知識の不足も伴って、どれほど実態を正確に紹介しえたかとなるところもとない。従って、これだけの資料からでは、その長短を論じ、わが国の制度との関連性を展望することはできそうにない。今回は紹介にとどめることでその責をふせぎたいと考えるが、ただ1つだけ言えることは、我が国で問題とされている宣告猶予制度が被告人の改善・処遇といった特別予防の視点から考えられているのに対し、本稿で取り扱った Binding Over の類型は、主に犯罪の予防といった視点から考えられており、基本において、その視角を異にする制度であるという点であろう。

[追記]

なお、本稿をするにあたっては、中京大学の庭山英雄教授から貴重な文献をお借りすることができた。Julian Bawden: Binding Over in Magistrate's Court は、私の関心を知って教授が短期渡英という多忙の身にもかかわらず、その寸暇をさいて探して下さったものである。教授の御好意に心から感謝したい。